

平成 25 年 5 月 21 日(火)

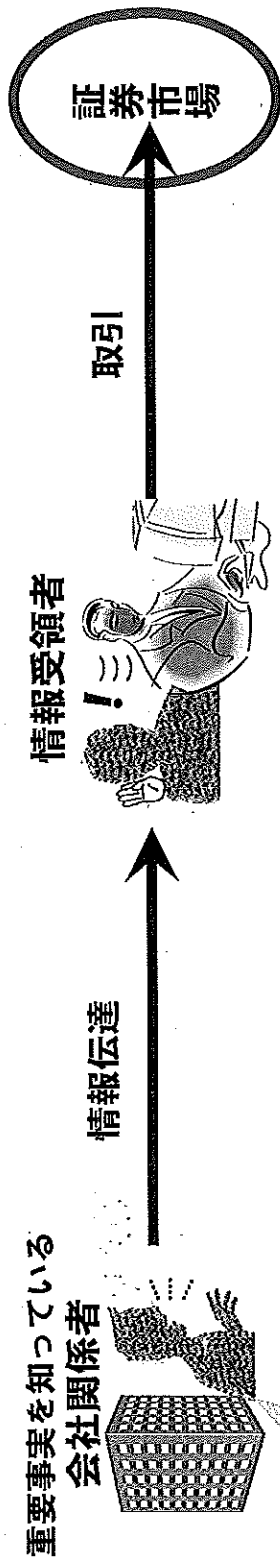
衆議院財務金融委員会

衆議院議員 階 猛

*出典

- ・資料1～3 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」 金融庁(平成25年5月) 1-6 頁
- ・資料4 「認定支援機関に対する今後の対応」 中小企業庁(平成25年5月) 7-9 頁
- ・資料5 「平成24年度ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金【1次公募要領】」 岩手県中小企業団体中央会(平成25年3月) 10 頁
- ・資料6 朝日新聞 記事(平成25年5月17日) 11 頁
- ・資料7 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」 12 頁
- ・資料8 首相官邸ホームページ 安倍総理「成長戦略第2弾スピーチ(日本アカデメイア)」(平成25年5月17日)13-14 頁

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入)



基本的考え方

- ・ 情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報漏えいをいかに抑止するかが重要
- ・ 企業の通常の業務・活動に支障が生じないよう配慮しつつ、取引に結びつく不正な情報漏えいを規制

規制内容

- ①未公表の重要事実を知っている会社関係者(上場会社や主幹事証券会社の役職員など)が、他人に対し、
 - ②「公表前に取引させることにより利益を得させる目的」をもって、③情報伝達・取引推奨を行うことを禁止
- ⇒ 当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰・課徴金の対象

違反抑止策

| | 刑事罰 | 課徴金 | 注意喚起のための氏名公表 |
|-------------|----------------------------------|--|----------------------------------|
| 証券会社等の違反の場合 | 5年以下の懲役 500万円以下の罰金 法人重課5億円 | 証券会社等に対し、 ・ 取引を行った者からの仲介手数料(3月分) ・ [増資に係る売りさばき業務の違反の場合] (上記の)仲介手数料(3月分) + 引受手数料の1/2 | 違反行為に関わった役職員 (補助的な役割を担った者を除く) |
| 上記以外の違反の場合 | | ・ 取引を行った者の利得の1/2 | — |

インサイダー取引に係る規制の比較

| | 日本 | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ |
|------------------|-----------------|------------------------------|------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 規制対象 | | | | | |
| インサイダー取引 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 情報伝達行為 | × | ○ (注1) ※情報受領者が取引を行った場合に限り | ○ (注2) | ○ (注2) ※情報受領者が取引を行った場合に限り執行例有り | ○ (注3) ※情報受領者が取引を行った場合に限り執行例有り |
| 取引推奨行為 | × | △ (注4) | ○ | ○ | ○ ※被推奨者が取引を行った場合に限り執行例有り |
| 課徴金等 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ (注5) |
| 「他人の計算」の場合の課徴金額等 | 報酬額 | 取引自体の利得の最大3倍 | 報酬額+制裁 | 1億ユーロ or 報酬額の10倍以下 | (課徴金等なし) |
| 刑事罰 | ○ (5年以下の懲役等) | ○ (20年以下の自由刑等) | ○ (7年以下の自由刑等) | ○ (2年以下の自由刑等) | ○ (5年以下の自由刑等) |

(注1) 発行体若しくは株主に対する信託義務又は情報源等に対する信託義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。

(注2) 雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。

(注3) 権限なく行う場合に限る。

(注4) 法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。

(注5) 情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置（過料（20万ユーロ以下）のみ）のみ。

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備

- リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、实体经济に深刻な影響を及ぼすおそれがあることが明らかとなったことと踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意されるに至ったことを受けたもの。
- こうした国際的な議論の進捗と並行して、諸外国においては、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな包括的な枠組みが整備されている。
- 我が国においても、こうした国際的な流れを踏まえて、市場等を通じて伝播するような危機に対して、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みとして、以下の制度を整備する必要。

(対象となる金融機関)

・ 金融業全体 (預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等)

(認定の手続)

・ 金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が、金融機関の秩序ある処理の必要性を認定

(発動要件と措置内容)

・ 市場の著しい混乱の回避のため必要と認められる場合

⇒ 預金保険機構による監視

⇒ 流動性供給・資金援助等の措置 ※ 債務超過でない場合、必要に応じ、資本増強も可能

→ 金融システムの安定を図るために不可欠な債務等の履行・継続を確保しながら、市場取引等の縮小・解消 → 市場の著しい混乱を回避しつつ、金融機関の秩序ある処理を実現

(注) 措置を発動する場合には、契約上のペイルイン(無担保債権のカット又は株式化)を発動

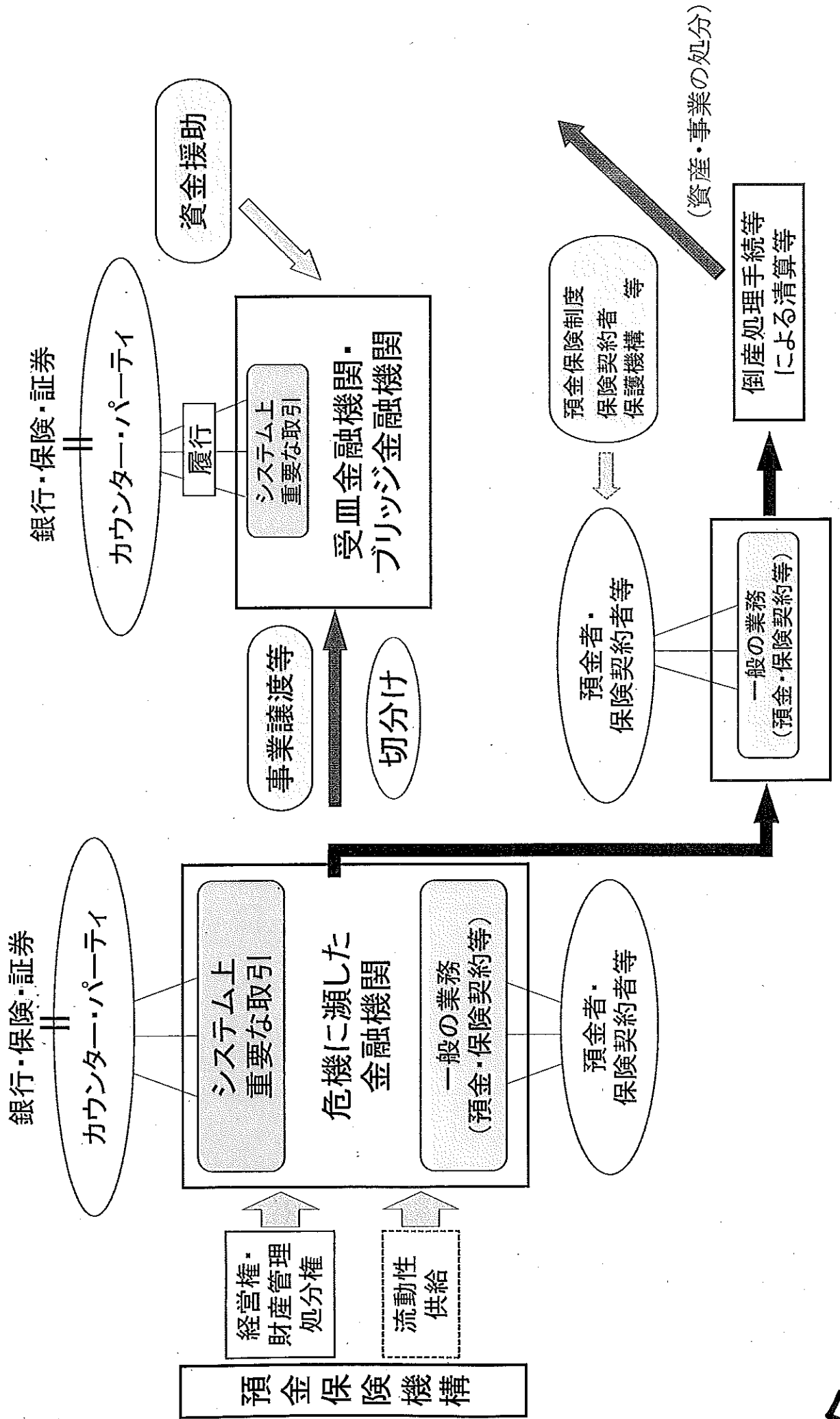
(資金調達・費用負担)

・ 預金保険機構による資金調達に政府保証を付す。

万が一損失が生じた場合は、金融業界の事後負担を原則。

例外的な場合には、政府補助も可能。預金保険機構の危機対応勘定で経理。

金融機関の秩序ある処理(一) (債務超過等の場合)

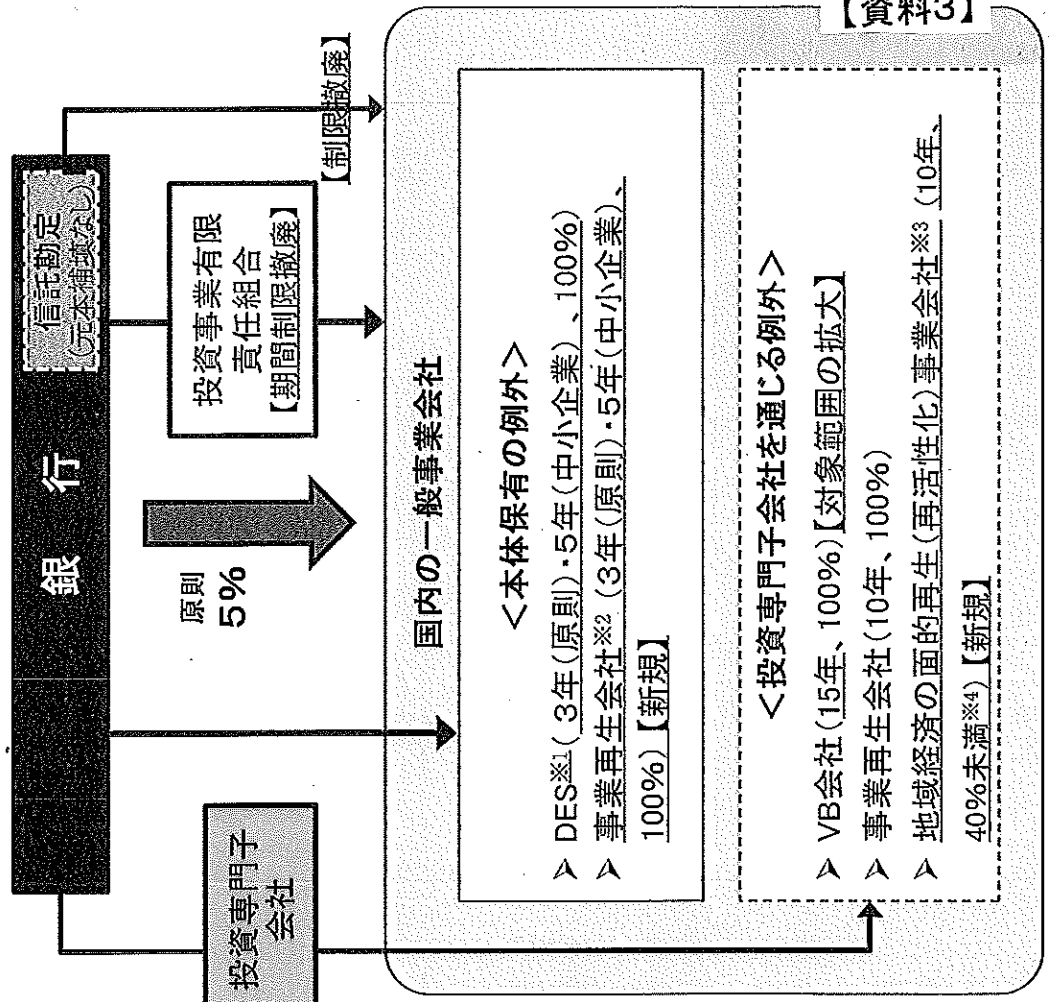
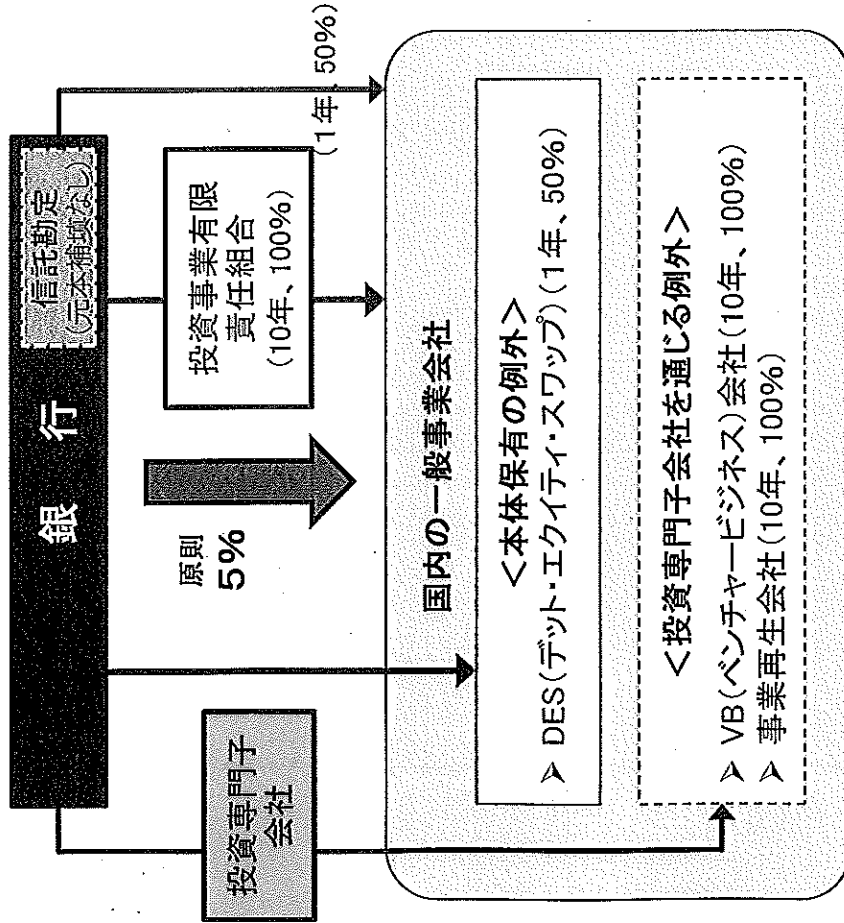


銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)の見直し

○ 銀行等とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して5% (※)を超えて保有することは原則として禁止されている。

(※) 銀行持株会社の場合は15%、協同組織金融機関の場合は10%。

⇒ 銀行等の健全性確保の観点から、現行規制の枠組みを基本的に維持しつつ、企業再生や地域経済の活性化に資する効果が見込める場合において、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにする。

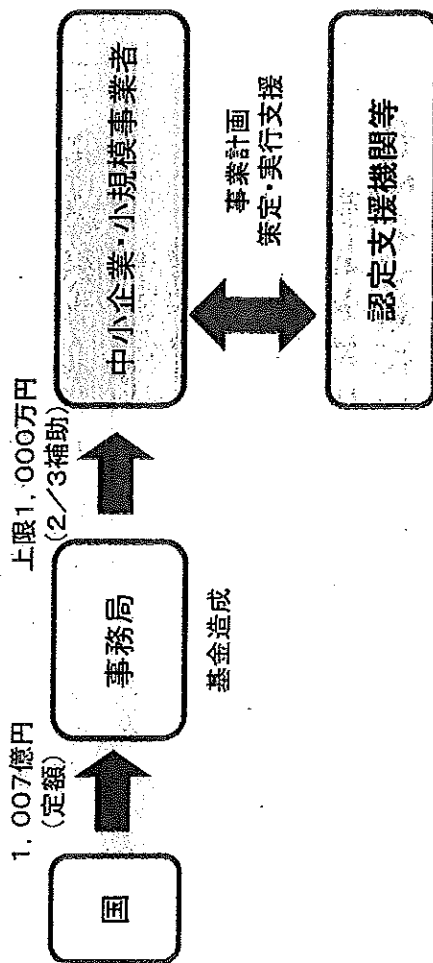


※1 裁判所が関与する案件 (会社更生、民事再生、特定調停等) 又は事業再生ADR案件。
 ※2 裁判所が関与する案件 (会社更生、民事再生、特定調停等)。
 ※3 地域経済活性化支援機構と共同で地域活性化ファンドを設立して行う出資又は同機構との業務提携、業務委託等により事業再生計画を策定する案件。
 ※4 連結基準を適用する場合の実質支配力基準に該当しない場合は、50%未満。

平成24年度 補正予算 1,007億円
ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関(認定支援機関)等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作開発(テスト販売を含む)や設備投資を支援します。

事業スキーム



上限1,000万円 (2/3補助)

◇補助金額 補助上限額:1,000万円 補助率:2/3

◇対象経費

- 補助対象事業を実施するために必要な経費。
 詳細は公募の際の募集要項をご確認ください。
- ・原材料費、設備導入費、研究開発費(人件費含む)、認定支援機関が派遣する専門家謝金 等

事業イメージ

試作開発 ニッチ分野特化型(溶接等)

潜在的なニーズがあるにもかかわらず、他社が気づかない、または市場規模が小さいため参入しない隙間となっているニッチ分野について、町工場の高い技術力と機動力・柔軟性を活かし、試作開発を実施。

試作開発
 +テスト販売

サービスタ型(精密機械製造)
 単に受注した製品を作るだけでなく、顧客の製品イメージを元に長年培った知恵と経験を活用し、より良い製品を作るための試作開発を行い、積極的に提案。

設備投資

小口化・短納期化型(精密金属加工)
 取引先の“特急で対応して欲しい”といったニーズに応えるため、IT関連の展示会に足を運び、バーコードによる工程・原価管理システムを導入し、製品管理の効率化と納期短縮化を実現。

【補助対象者】

ものづくり中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を満たす者。

- (1)「中小ものづくり高度化法」22技術を活用した事業であること
- (2)認定支援機関等による確認の上、どのように他社と差別化し競争力を強化するかについての事業計画を提出すること
- (3)顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化の形態として、①小口化・短納期化型、②ワンストップ化型、③サービスタ化型、④ニッチ分野特化型、⑤生産プロセス強化型の類型のいずれかに概ね合致する事業であること

【参考】「中小ものづくり高度化法」22技術

| | | | | |
|----------------------|----------------|------------------|------------------|-------------|
| 1. 組込みソフトウェアに係る技術 | 6. 粉末冶金に係る技術 | 11. 鑄造に係る技術 | 16. 高機能化学合成に係る技術 | 21. 発酵に係る技術 |
| 2. 金型に係る技術 | 7. 溶射・蒸着に係る技術 | 12. 金属プレス加工に係る技術 | 17. 熱処理に係る技術 | 22. 真空に係る技術 |
| 3. 冷凍空調に係る技術 | 8. 鍛造に係る技術 | 13. 位置決めに係る技術 | 18. 溶接に係る技術 | |
| 4. 電子部品・デバイスの実装に係る技術 | 9. 動力伝達に係る技術 | 14. 切削加工に係る技術 | 19. 塗装に係る技術 | |
| 5. プラスチック成形加工に係る技術 | 10. 部材の締結に係る技術 | 15. 繊維加工に係る技術 | 20. めっきに係る技術 | |

特定のものづくり基盤技術の事業化に向けた試作開発(テスト販売を含む)や設備投資を支援するだけではなく、それを契機として経営者の意識改革を促し、生産工程やビジネスモデルの再構築にまで踏み込んだ経営改善一体型の支援を行う。

1. ものづくり中小企業・小規模事業者への情報発信(期待する役割)

- ・日頃から培ったネットワークを活用して、本補助金の情報を発信してください。
- ・きめ細かく顧客ニーズをとらえて創意工夫をするため、試作開発や設備投資を行う意欲のある、ものづくり中小企業・小規模事業者を見つけてください。



2. 事業計画策定支援

- ・ものづくり中小企業・小規模事業者が考える仕入・販売・設備の計画や、資金計画などについて相談にのり、生産工程やビジネスモデルの再構築にまで踏み込んで事業計画全体の策定支援を行ってください。(要件)
- ・事業計画に含まれる資金計画の実行のため、資金調達支援を行ってください。(期待する役割)



3. 事業計画実行支援(要件)

- ・補助金採択後、ものづくり中小企業・小規模事業者により事業計画が円滑に実行されるよう、進捗状況の把握や定期的なフォローアップを通じた支援を行ってください。

認定支援機関確認書

平成25年 月 日

〇〇地域事務局長 殿

認定支援機関

住 所

電話番号

名 称

代表者名

印

平成24年度ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業に係る
競争力強化についての確認書

下記の事業者が作成した事業計画書について、以下のとおり競争力強化に資することが見込まれることを確認します。

記

1. 事業者名
2. 事業テーマ名
3. 試作開発、設備投資の別
試作開発+設備投資 試作開発のみ 設備投資のみ
4. 事業類型
小口化・短納期化 ワンストップ化 サービス化 ニッチ分野特化 生産プロセス強化
5. 確認事項

| 競争力の強化が見込まれる事項 | 主たる理由（事業計画に対する改善提案の経緯等も記載してください。） |
|---|-----------------------------------|
| ① 生産コスト面での競争力強化が期待できる | |
| ② 技術面（製造・製品）での競争力強化が期待できる | |
| ③ 製造能力面（リードタイムを含む）での競争力強化が期待できる | |
| ④ 品質、性能、機能、デザイン等の面での競争力強化が期待できる | |
| ⑤ 製品等に新規性があり市場訴求力の高さが期待できる | |
| ⑥ 対象とする市場について今後の進展が期待できる | |
| ⑦ ユーザー（市場・消費者等を含む）のニーズを捉えた開発・投資で販売の進展が期待できる | |
| ⑧ 資金計画の確実性（金融機関からの理解が得られている等）が期待できる | |
| ⑨ その他（ ） | |

※ 競争力の強化が見込まれる事項（上位3項目まで）をあげ、その理由を記載してください。

※ 提案事業の客観的評価がある場合（提案事業の技術や手法等について、公的機関又はこれに準ずる機関からの技術評価やビジネス評価を受けている場合、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の承認を受けている場合など）や提案事業の実施に当たり認定支援機関による支援を予定している場合には、その内容を「⑨その他」欄に記載してください。

※ 上記の代表者名欄に記入する氏名は、本書を確認する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

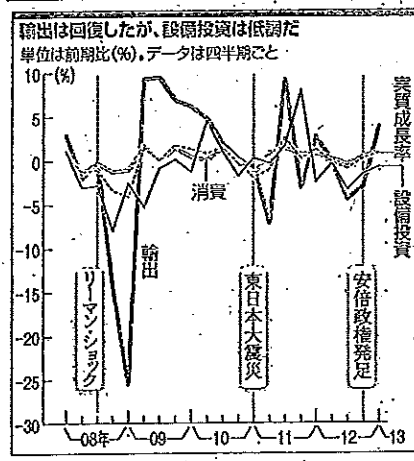
GDP年率1.0%増 設備投資は低調

景気先行き 不安拭えず

内閣府は16日、国の経済規模を示す「国内総生産」(GDP)が今年1～3月期は昨年10～12月期より実質0.9%(物価変動を除いた数字)増えたと発表した。この状況が1年続いたと想定する年率換算では実質3.5%増の成長となる。安倍政権の経済政策「アベノミクス」で輸出や消費が伸びたからだが、本格的な景気回復の兆しを極める設備投資はまた低調している。

年率で3.5%増は昨年1～3月の5.3%以来の高い成長率になった。2012年度全体では実質1.2%増になり、3年連続のプラス成長だった。アベノミクスで株価が上がって伸びた人が多いが、個人消費が好調だった。日本銀行の金融緩和で

トヨタ自動車は昨年3月期の営業利益が前年より86%増え、1兆8千億円に上り、工場をつくらないとい



ると見込む。今の円安水準が続けば、08年3月期にたまたま出した過去最高益を再びかえる可能性もあるが、今期の設備投資計画は実質的に前年から減らした。08年のリーマン・ショックでの苦い経験を踏まえ、今後の苦い経験を踏まえ、能力を増やすのは難しい。

■1～3月期の国内総生産 (GDP) のポイント

| | 前期比(%) | ポイント |
|-----------|-----------------------|-------------------------------|
| 実質成長率 | 0.9、年率3.5 (0.3、年率1.0) | 個人消費の伸びや輸出回復でプラス幅が広がる。景気回復鮮明に |
| 個人消費 | 0.9 (0.4) | 高額の時計や宝飾品がよく売れている。自動車や外食の出費も増 |
| 住宅投資 | 1.9 (3.5) | 復興需要や増税前の駆け込みもあり、4期連続のプラス |
| 設備投資 | ▼0.7 (▼1.5) | 5期連続マイナス。自動車や建設関係は好調でマイナス幅は縮小 |
| 公共投資 | 0.8 (2.8) | 復興需要が続くが、補正予算執行までの燃費期で伸び率は落ちた |
| 輸出 | 3.8 (▼2.9) | 米国向けの自動車が増え、円安も追い風で4期ぶりにプラス |
| 輸入 | 1.0 (▼2.2) | 天然ガスや灯油、ガソリンの輸入が増えて3期ぶりにプラス |
| 名目成長率 | 0.4、年率1.6 (0.1、年率0.3) | 2期連続のプラス |
| GDPデフレーター | 前年同期比 ▼1.2 (▼0.7) | 14期連続のマイナス。物価が下がりが続く傾向が強く |

(かっこ内は2012年10～12月期の前期比。▼はマイナス)

工場をつくらなかったとしても「ほとんど新興国でやっていく」(役員)という。今年3月期に過去最高の純利益をかせいだ「三菱自動車」の益子修社長も「内需拡大が見込めない国内で生産能力を増やすのは難しい」と話す。鉄鋼、製紙、化学などの業界でも、設備投資を前年並みにすえおく企業が目立つ。ここ数年の「超円高」に耐えきれず、多くの企業が生産拠点を海外に移した。やや円安に戻ったからとい

安倍政権にとっては次の4～6月期。8月発表の実質成長率が特別な意味を持つ。今年秋には、来年1月に消費税率を8%に上げる最終判断することになっており、政権は4～6月期の成長率を判断材料の一つにしているからだ。昨年8月に成立した消費増税法では消費増税を容れた(物価の影響を含めた)各自3%程度、実質2%程度の成長率をあげている。民間の経済調査機関の多くは4～6月期の成長率を「年率で実質3%前後」と予想する。消費や輸出に加

って、これから人口が減っていく日本で、新たに投資をしてモノづくりにして、(GDP)の動きは乏しい。(倉庫屋、水村修明)

増税判断 次が焦点

え、政権が1月に打ち出した「10兆円規模の景気対策」で公共事業が増えるから。甘利明経済再生相も16日の記者会見で「消費税を上げる判断をする環境が整いつつある」と語った。しかし、内閣官房参与の浜田宏一・米エール大名誉教授のように、「(物価が下がり続ける)デフレからの脱却が確実になるまで増税延期も選択された」という意見もある。官報編集長は16日午前の会見で「現時点で判断を許すことにはない」と慎重な姿勢を崩さなかった。(米崎毅、藤岡)

国内に工場や店が増えなければ雇用も生まれず、成長へのきっかけはつかめない。(倉庫屋、水村修明)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

(趣旨)

第一条 この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

[…… (中略) ……]

(消費税率の引上げに当たっての措置)

第十八条 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

6. 攻めの農林水産業

さて、モスクワの日本食フェアは大盛況でした。それにしても、「久兵衛」のお寿司には、最後の最後まで、ロシアの方々が長蛇の列。やっぱり「本物」は、国境を越えて、伝わるんですね。「本物」の寿司のシャリは、日本のコメでなければなりません。寿司にぴったりなのは、日本酒です。すべてがつながっていくんです。「日本食」は、日本が生み出した「システム」なんですね。

(輸出倍増戦略)

世界の食市場は、10年程度で倍増すると見込まれています。大きなチャンスです。現在340兆円の世界の食市場の中で、日本の農産物・食品の輸出額は、わずか4500億円程度。こんなもんじゃないはずなんです。牛肉や果物は、海外での高い評価を考えれば、まだまだ増えるはずですよ。水産物であれば、ブリやサバ。東南アジアやEUなどで需要を開拓する余地がまだまだあります。さらに、コメや、日本酒などのコメ加工品も、世界の比較的裕福な地域に輸出が拡大していくことは間違いありません。国別・品目別の戦略を定めていくことで、必ずや、輸出を倍増し、1兆円規模にすることは十分に可能であると考えています。

(付加価値増大)

次に、おふくろの味です。日曜日、仙台で田植えした後に、おむすびをいただきました。かなり大きかったのですが、本当においしかった。自家製のおコメを使って、今月からおむすび屋さんを始めたそうです。惣菜でも何でもいいんですが、農産物をそのまま売るんじゃなくて、一手間かけるだけで付加価値が増すんですね。消費者と直接つながってしまえば、流通マージンがなくなるだけではなく、消費者のニーズをくみ上げて、より高く売れる商品を開発することも可能となります。さらには、観光業や医療・福祉産業など、さまざまな産業分野とも連携することで、もっと儲けることも可能です。日本の農業は、これまで、そうした取組をあまりやってきませんでした。しかし、だからこそ、無限の可能性が広がっています。私は、現在1兆円の「六次産業化」市場を、10年間で10兆円に拡大していきたいと思います。このため、新たなビジネスモデルを構築しようと取り組む生産者に対して、公的ファンドからの出融資による経営支援を行います。いわば「儲かる農業開拓ファンド」です。

(供給サイドの構造改革)

供給サイドの構造改革も、避けて通れません。農業や農村の現場をとりまく状況は厳しさを増しています。この20年間で、農業生産額が、14兆円から10兆円へ減少する中で、生産農業所得は、6兆円から3兆円へと半減しました。基幹的農業従事者の平均年齢は、現在、66歳です。20年間で、10歳ほど上がりました。これは、若者たちが、新たに農業に従事しなくなったことを意味します。耕作放棄地は、この20年間で2倍に増えました。今や、滋賀県全体と同じ規模になっています。高齢化の急速な進展は、一見すれば「ピンチ」ですが、

意欲ある若者にパトタッチできれば、構造改革に一気にドライブできる「チャンス」になると私は思います。日曜日に、仙台で、農業に飛び込んだ若者たちと話す機会がありました。本当に頼もしい。こっちが元気をもらったぐらいでありました。新規就農に燃える女性もいました。バラバラの耕作放棄地を集約して、逆に発展の土台にしたい、発展の土台にしたいというのは、その地域はまさに被災地でありますから、被災地から復興に向けて、農業において発展の土台にしたい、このように力強く語っていました。農業が、産業として、これほど注目された時が果たしてあったのでしょうか。私は今までで、最も今、農業が日本で注目されていると思います。私は、農業の構造改革を、今度こそ確実にやり遂げます。

何よりも、農地の集積です。農地の集積なくして、生産性の向上はありません。このため、都道府県段階で、農地の中間的な受け皿機関を創設します。「農地集積バンク」とも呼ぶべきものです。この公的な機関が、さまざまな農地所有者から、農地を借り受けます。そして、機関が必要な基盤整備なども行った上で、民間企業も含めて農業への意欲あふれる「担い手」に対して、まとまった形で農地を貸し付けるスキームを構築していきます。さらに、耕作放棄地についても、意欲あふれる「担い手」による農地利用を促すため、必要な法的手続きを思い切って簡素化していきます。

（農業・農村の所得倍増目標）

これらを柱に施策を総動員することで、必ずや、農業・農村の所得は倍増できるはずであります。今日、私は、ここで正式に、「農業・農村の所得倍増目標」を掲げたいと思います。池田総理のもとで策定された、かつての所得倍増計画も、10年計画でありましたが、私は、今後10年間で、六次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移してまいります。その着実な推進のために、新たに、私を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を官邸に設置します。さっそく来週から、稼働します。「何でも自分次第。農業も頑張れば、所得は増えると思っている。」日曜日に会った若者の一人は、目を輝かせながらこう語ってくれました。農業が元気になれば、間違いなく地域の活力も生まれてきます。私は、必ずや、若者たちが、希望を持って働きたいと思えるような「強い農業」を創りあげていきます。

（美しいふるさとを守る）

農業の素晴らしさは、成長産業というだけにはとどまりません。棚田をはじめ中山間地域の農業は、田んぼの水をたたえることで、下流の洪水被害の防止など、多面的な機能を果たしており、単なる生産面での経済性だけで断じることはできない大きな価値を有しています。そのため、このような多面的機能も評価した、新たな「直接支払い制度」を創設することが必要と考えています。息を飲むほど美しい田園風景。日本には、朝早く起きて、汗を流し田畑を耕し、水を分かち合いながら、五穀豊穡を祈る伝統があります。農業を中心とした、こうした日本の「国柄」は、世界に誇るべきものであり、断固として守っていくべきものです。製造業が、日本の高度成長の基礎となった産業であるとするならば、農業は、「国の基（もと）」、すなわち、世界に誇るべき日本の伝統・文化を生み出した基礎であると考えます。